

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和元年6月10日 10時00分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

- | | | |
|-----|----|---|
| 議案第 | 1号 | 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について |
| 議案第 | 2号 | 農地法第5条の規定による許可申請に対する決定について |
| 議案第 | 3号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 議案第 | 4号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |
| 議案第 | 5号 | 農用地利用配分計画案に関する意見決定について |
| 議案第 | 6号 | 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について |
| 議案第 | 7号 | 非農用地区域設定に係る意見決定について |
| 議案第 | 8号 | 空き家に付随した農地の指定について |
| 議案第 | 9号 | 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について |

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名
出席 10名
欠席 2名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	欠	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	出	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	欠

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 青木 一巳

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸
係長 湯越 恵子
小木戸 幸江

開 会 の 宣 言

事務局 只今から令和元年6月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は3番畑中安生委員と、4番磯永優二委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。本日の議案は第3号と第2号の順番を入れかえて議事を進めたいと思います。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。1件は所有権移転に関するものです。
「議案第1号、通り番1を、議案書をもとに朗読」全1件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

3番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲渡人[]は北九州市に在住です。[]は管理ができないとのことで申請農地を譲受人[]に売買するものです。場所は市営堀立団地の西側の農地です。[]は農地の耕作管理してきたので、特に問題無いものと思います。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1について原案通り可決いたします。

議長 議案第3条 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は1件でございます。

「議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請を、議案書をもとに朗読」。

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員より説明をお願いします。

通り番1

3番委員 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、申請人 [REDACTED] は当初倉庫を新築する予定でしたが、倉庫を建てる必要がなくなったため、この土地を個人住宅用地として利用するものです。変更することにより周辺地域における農業等に及ぼす影響はないと思われれます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号について、地元委員の説明が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決いたします。

議長 戻りまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

3番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は久路土の西の原公民館の北側の農地です。譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が購入し自己住宅を新築するものです。周囲は住宅地であるため、高速自動車国道等の出入口の周囲概ね300m以内の区域であり特に問題無いと思われれます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長　ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について原案通り可決してよろしいですか。

全員　異議なし。

議長　全員異議なしとのことですので、議案第2号については原案どおり可決することにいたします。

議長　議案第4号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通じた所有権移転の関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

議長　何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員　異議なし。

議長　全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案どおり可決することにいたします。

議長　議案第5号　農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について、農地中間管理機構を通じた賃借権設定ですが、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

議長　これについてご意見はありませんか。

全員　異議なし。

議長　全員異議なしとのことですので、議案第5号　農用地利用配分計画(案)に対する意見決定については原案通り可決して県に意見を進達いたします。

議長　議案第6号　農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

議長　何かございませんか。無いようでございますので議案第6号農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について、原案通り可決してよろしいですか。

全員　異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、意見決定については、除外相当として豊前市に進達いたします。

議長 続いて、議案第7号 非農用区域設定に係る意見決定についてですが、久路土のほ場整備地区の関係です。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第7号非農用区域設定に係る意見決定について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第7号については原案とおりに可決することにいたします。

議長 議案第8号 空き家に付随した農地の指定についてですが、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案8号の空き家に付随した農地の指定については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第8号については原案とおりに可決することにいたします。

議長 続いて、議案第9号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、及び、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 『平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)』及び『令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)』について、資料をもとに説明。

『平成30年度点検・評価(案)』及び『令和元年度目標、活動計画(案)』についてご審議をお願いします。

議長 議案第9号について事務局の説明が終わりました。これについて意見、質問等ございますか。

8番委員 農地パトロールの際に、現況が山林化している農地を耕作放棄地から除外はできないのですか。

局長 山林化している農地は非農地判断を行うよう国から通知が来ている。農振除外等の関係や、非農地判断をしたあとの所有者が登記変更を行わないなど、難しい問題があり、慎重に行いたい。

事務局 先週、山林化した農地を所有している市民の方に非農地判断後に登記変更を行いますかと尋ねたところ、メリットが無いのにお金をかけてまでは変更は行わないと言われてました。

局長 非農地判断をすれば耕作放棄地の面積は減り、農地台帳から除外はできると思いますが、登記地目が農地のままであるため農地法の縛りはあります。

8番委員 非農地判断を今後考えてみてください。

局長 わかりました。

3番委員 豊前市全体で山林化した耕作放棄地はどれくらいありますか。

局長 確実な数字は不明ですが、角田、山田地区は耕作放棄地全体の半分程度占めると思われますが、その内の約半数は山林化した農地であろうと推測します。

3番委員 非農地判断で除外していくと耕作放棄地の面積は減りますね。

局長 事務局としては非農地判断を行う意向はあります。ただ、農振との兼ね合いがあるため、調整を行わないといけません。農業委員、推進委員と現地を確認していく必要があります。その時はよろしくお願いします。

5番委員 農地台帳からの除外は出来るかもしれないが、水田台帳との関係もあるので難しいと思います。法律があるので、十分検討しながら行わなければなりません。

局長 わかりました。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第9号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第9号について、原案通り可決いたします。

事務局 評価及び活動計画について、審議、可決されましたので、(案)をはずしていただきたいと思っております。つきましては市のホームページなどに掲載し、農業者等より1年間意見を募集いたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって6月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
10時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

令和元年6月18日

議長 青木一巳 

3番委員 畑中安生 

4番委員 磯永俊二 

